

# 名古屋市民版 「どんな支援制度があるの?」、「どこに相談したらいいの?」 そんな方に

## 新型コロナウイルス感染症 緊急支援特集

令和2年5月18日時点の情報です

名古屋民主市議団

**給付** **すべての方が対象**  
**特別定額給付金(一人10万円)**

オンライン申請受付中(※マイナンバーカードが必要)  
郵送申請: 令和2年5月下旬ごろから申請書を順次発送  
申請期限: 令和2年9月1日(火)  
給付開始: 令和2年6月中(予定)

名古屋市特別定額給付金  
コールセンター  
TEL:050-3085-7656

### 個人が申請

解雇等で住む家を失った  
(失うかも)

全ての水道利用者の方

公共料金の支払いが困難な方

学校・保育所へ通う  
子どもがいる方

収入が大きく減った方

活動を自粛している  
アーティスト等の方

運転免許証の  
更新について

給付

援助

援助

延長

援助

援助

援助

貸付

貸付

援助

延長

住居確保給付金

賃貸住宅の家賃を支給

市営住宅の提供

住宅確保困難者に有償で提供

水道料金の減額  
(申請不要)

水道の基本料金を2か月分免除  
(水道料金の基本料金額を差し引く方法で実施)

上下水道料金の  
支払猶予制度

上下水道料金のお支払いが  
支払猶予(最長で令和2年12月末まで)

就学援助

市立又は国立小中学校への就学にお困りの方に、  
給食費や学用品費などの費用を援助

市立高等学校入学料免除  
・ 授業料減免

市立高等学校の入学料免除または  
授業料の全額または半額免除

利用者負担額(保育料)  
の日割り計算による減額

保育所等の利用を自粛した保護者に  
保育料の減額を実施

緊急小口資金  
(特例貸付)

緊急かつ一時的に生計の維持が  
困難となった世帯に、少額の費用を貸付

総合支援資金  
(特例貸付)

失業等により日常生活全般に困難を  
抱える方に、生活支援金を貸付

ナゴヤ文化芸術活動  
緊急支援事業

活動を自粛しているプロのアーティスト等の支援  
として、ウェブサイトで公開する映像作品を募集。  
一人当たり10万円の助成金  
申請期限: 令和2年5月25日~6月15日

運転免許証の  
有効期限延長措置

事前に申請することで、有効期限後であっても  
3か月間は運転が可能(手続きが必要)。  
対象者: 有効期限の末日が  
令和2年7月31日までの方(有効期限切れの方を除く)

各名古屋市仕事・暮らし自立  
サポートセンターにお問い合わせを

名古屋市住宅供給公社管理課  
TEL:052-523-3875

上下水道局経営企画課  
TEL:052-972-3612

上下水道局各区担当営業所  
にお問い合わせを

教育委員会事務局学事課  
TEL:052-972-3217

入学・在学する市立高等学校に  
お問い合わせを

子ども青少年局保育企画室  
TEL:052-972-2528

各区社会福祉協議会に  
お問い合わせを

観光文化交流局文化振興室  
TEL:052-972-3172

愛知県警察本部交通部  
運転免許コールセンター  
052-800-1353

# 事業主の皆様へ

# 新型コロナウイルス感染症

# 緊急支援特集

給付

休業協力要請にご協力いただいた方  
1事業者50万円交付

愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策協力金

休業協力要請に応じて、休業や営業時間短縮に協力した中小企業者等に協力金を交付  
申請受付：令和2年5月15日～令和2年6月30日  
申請方法：郵送書面申請  
給付開始：申請後おおむね2週間後

名古屋市協力金  
コールセンター  
TEL:052-228-7007

休業にご協力いただいた理美容事業者の方10万円交付

理美容事業者への休業協力金

休業を要請しない施設のうち、自主的に休業した理容事業者・美容事業者に交付  
申請方法：組合員は各組合が窓口になります  
※組合に加入していない事業所は郵送申請  
申請受付：令和2年6月1日～令和2年7月31日

理美容事業者 休業協力金コールセンター  
TEL:052-972-4381

市民生活を応援する為に事業継続をされている方1事業者10万円を交付

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金

休業を要請しない施設のうち、不特定多数の市民と接する事業を継続している施設に対して交付。  
申請受付：令和2年6月下旬～予定。

経済局新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチーム（応援金事務局）  
TEL:052-265-2102

新型コロナで売上げが半減した方

持続化給付金

ひと月の売上が前年同月比で50%減の場合、中小法人等は最大200万円、個人事業者等は最大100万円を給付（昨年1年間の売上からの減少分を上限）

持続化給付金事業コールセンター  
TEL:0120-115-570

従業員に休んでいただく方

雇用調整助成金（新型コロナ特例）

事業主が雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成

従業員に子どもがいる方

小学校休業等対応助成金

小学校等が休校で労働者が有給休暇取得の場合、1日当たり8,330円を上限に賃金相当額を助成

フリーランスで子どもがいる方

小学校休業等対応助成金

小学校等が休校で休業したフリーランスの方に1日当たり4,100円(定額)を助成

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター  
TEL:0120-60-3999（厚生労働省）

資金繰りのための融資を受けたい

融資

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金

名古屋市独自ワンストップサービス

実質無利子・無担保・保証料減免・据置最大5年以内かつ長期借入を低金利とした融資制度(限度額3,000万円)  
対象者：名古屋市内に事業所があり、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少しセーフティネット保証(4号・5号)または危機関連保証、の認定を受けた事業者

お近くの銀行・信用銀行へお問い合わせ

全ての水道利用者の方

援助

水道料金の減額（申請不要）

水道の基本料金を2か月分免除（水道料金の基本料金額を差し引く方法で実施）

上下水道局経営企画課  
TEL:052-972-3612

公共料金の支払いが困難な方

延長

上下水道料金の支払猶予制度

上下水道料金のお支払いが支払猶予（最長で令和2年12月末まで）

上下水道局各区担当営業所にお問い合わせ